令和８年（フ）第５７３３号
東京都板橋区東新町１丁目11―９　ドミールアキⅢ101
債務者　高橋喜代子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３４号
東京都目黒区柿の木坂１丁目25―９　第１旭荘107
債務者　泉　美奈子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３５号
東京都羽村市小作台２丁目17―15―307
債務者　小森　武司
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７４０号
東京都葛飾区高砂３丁目13―９―303
債務者　福地　美香
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８５号
東京都練馬区平和台３丁目21―２―105
債務者　加藤　史彦
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７８７号
東京都世田谷区世田谷２丁目６―19　明建ハイツ３　207
債務者　市川千之助
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
5　免責審尋期日　令和８年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５８０号
大阪府東大阪市川田２丁目19番10号　ジェルメコリーヌⅢ　101号室
債務者　若崎　賢人
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７２５号
東京都江戸川区平井７丁目６―１―1104
債務者　高野　伸夫
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７３８号
東京都新宿区上落合３丁目15―11―201
債務者　三宅　未希
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６号
熊本県人吉市紺屋町112番地　紺屋町ハイツ201
債務者　野村恵利香
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月16日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止

令和７年（フ）第１３３７号
福岡市東区和白東二丁目14番35号
破産者　株式会社福岡東建設
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第９７６号
福岡市博多区博多駅前一丁目23―１―５Ｆ―Ｂ、旧本店所在地福岡市博多区博多駅前二丁目13番６号３Ｆ
破産者　株式会社トップヒーラーズジャパン
1　決定年月日　令和８年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第８号
福岡市博多区博多駅東１―11―15
破産者　株式会社春義
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第２３２４号
福岡市中央区春吉二丁目４番11号
破産者　株式会社ＳＡＭＢＡ
1　決定年月日　令和８年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和６年（フ）第９８号
仙台市泉区南光台東三丁目12番７号
破産者　株式会社東日本保険財務企画
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１２０４号
宮城県亘理郡亘理町逢隈田沢字神明172番地
破産者　株式会社コムロ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２２号
秋田県大館市字馬喰町32番地
破産者　株式会社オフィスケイ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

令和５年（フ）第２４５号
栃木県宇都宮市中央本町３番９号
破産者　株式会社ＫＯＰ
1　決定年月日　令和８年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係